

市民役割・市民参加

役割

精神

- ・人としての責任を持つ
- ・物事の根本を理解し、礼儀と感謝の気持を持つ
- ・お互いを尊重しあい、助け合いを大事に！

行動

- ・公共物は行政だけがやることではないことを自覚する
- ・私物と公共物を区別し、公共物は市民みんなでキレイに使う
- ・自分で出来ることは自分で！

責務

- ・人として当たり前のことを自然に出来ることが責務である
- ・責務をはたせば権利はついてくる
- ・自分の出来ることを自らすることが権利の行使となる

住民投票

- ・住民投票はあった方が良いが、使い方が難しい
- ・比較対象出来る仕組み(プレゼンなど)が必要
- ・最大限住民投票は尊重
- ・場合にもよるが、参加年齢は16歳以上が良いのでは
- ・発議者の範囲は、市長・議会・市民(市民は人口の割合を決める)

不利益

- ・役割を果たさなければ、不利益はあって良い
- ・市民活動には不利益はあってはならない

市民参加の行政の施策

- ・安い又は無料の会議場の提供、又は情報提供
- ・団体の把握(ネットの活用)

★市民の役割★

★市民参加★

市民の定義

・市民の定義は必要全ての稚内に関わる人(オール稚内)は市民(住民票がある、ないに関わらず)

市民の権利・責務

・市民としての参加、不参加で不利益は被らないが、市民としての権利・責任は両方うたう必要がある

稚内に関わる全ての人々

・何か特別なボランティアとか言うことでなくても、会社で責任を持って勤めることも稚内発展のためになっている

市民の役割として

- ・安心して暮らす(権)
- ・命を大切にすること
- ・日常生活においての基本的なルールを守る(責)
- ・資源を大切にすること(自然)

参加・不参加による不利益

- ・助け合っていかなければ生きられない。
- ・どうしても参加できない人もいる。
- ・ペナルティは必要ない。
- ・助け合いが安心して暮らせる町づくりにつながる

住民投票を条例に盛り込むか否か

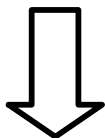
- ・市民の意見を伝える
- ・住民投票制度が必要である
- ・まちづくりに対する意識を高める為にも
- ・首長・議会等がその市民の声を知る必要がある

結果の取扱い、対象者・発議者範囲(個別案件ごと)

- ・住民投票の事案によって対象年齢を考える(個別案件)
- ・発議者の範囲も「市民・議会・市長」の中から個別案件ごとに
- ・対象が個別案件であれば、結果の取扱いもポスターを個別案件ごとに

市民参加のための個別の行政の施策

- ・緊急時のネットワークづくり
- ・危機管理システム
- ・参加しやすい環境づくり(いつでもどこでも自由にきたら使ってもらえる)
- ・きっちりとした情報提供
- ・きっかけとなる場の提供をするのに対象となる人々に配慮した日程・時間の設定
- ・公民館的役割を持った活動の拠点の整備
- ・新たにハードをと言うことではなく、既存のものをどううまく使っていくか(空き教室、空き店舗)
- ・それを集まって考えて行く人々が人材育成につながる
- ・活動拠点センターの充実

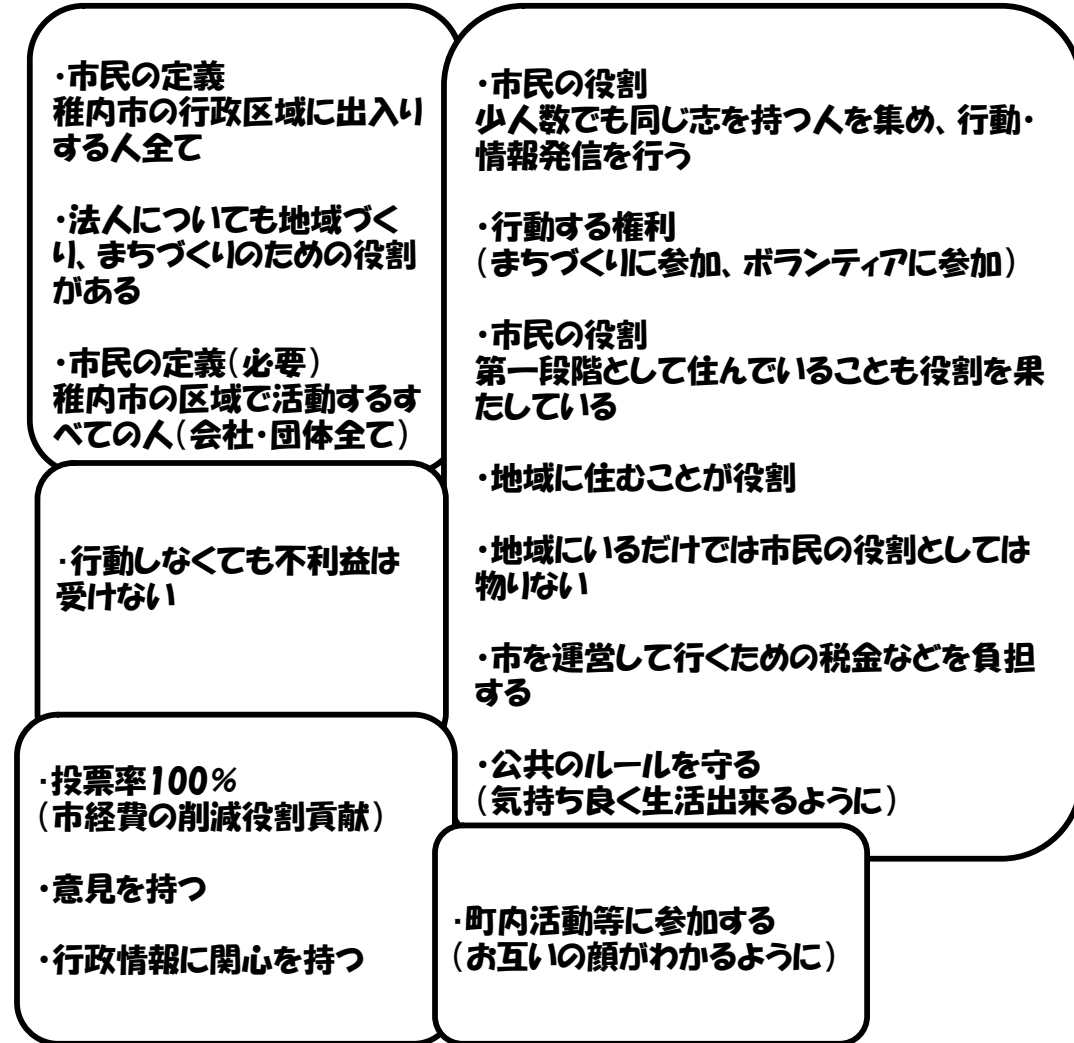


郷土愛の心を育むことにつながる

稚内らしさを創造して魅力あるまちづくりを(責務や権利も見えてくる)

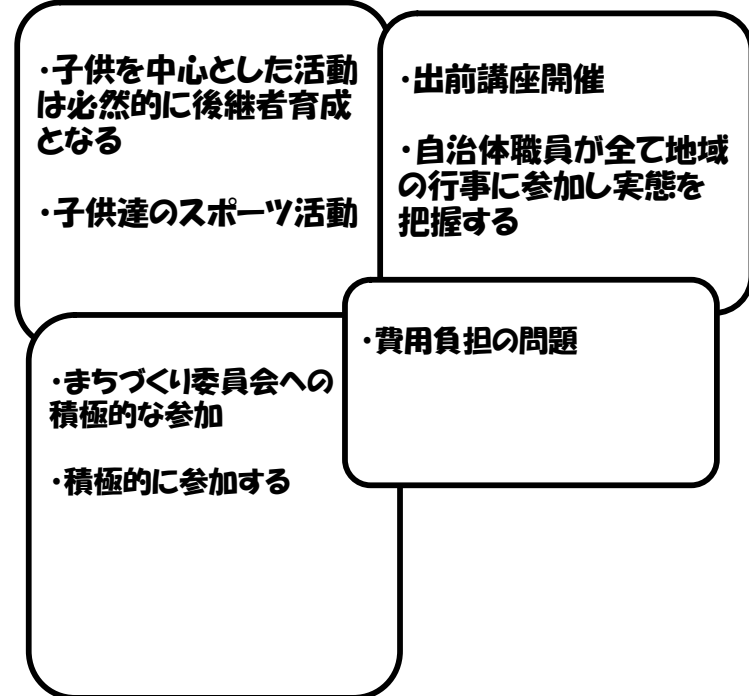
不利益を被らないことを定義

市民の役割



市民参加

住民投票は必要！！



「市民参加」

住民投票について

- ・条例に盛り込むことが必要
- ・対象者は案件によるが、18歳以上とする(住民票ありのみ)
- ・結果の取扱いは、首長の判断材料とする
- ・結果は年代別に集計する
- ・発議者は市民・議会・市長の三者

「市民の役割」

モラル・マナー

- ・市で決めたことは、市民は守る事は市民の役割である
- ・観光都市として美しい街づくりが必要
- ・何でも行政に任せ切りにしないで、自分も行動する
- ・ボランティア活動(ゴミ拾い)
- ・観光客への案内・写真
- ・まちづくりの主体は市民である
- ・ゴミを捨てない
- ・まちをきれいに
- ・地域の活性化のためがんばる
- ・子供達の安全の為に、通学に地域の人が同伴する
- ・市民のモラル・マナーの向上

参加・不参加による
不利益はない

・市の施設・催し等で特典や、割引があれば参加や利用につながるのではないか

市民役割

市民役割

根本的な役割

・市民の役割: 納税義務、まちづくりをする為には公平な税負担が必要

・行政任せにするのではなく、自分達で出来ることは自分達でやる

・助け合い活動の中に市民としてのルール徹底と、行政任せにせず、新たな人間連帯を築いて行く
(まずは小さなコミュニケーションから始めよう)

・市民の役割がまちを発展させる

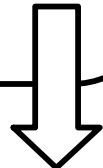
・常に自分の住むまちの将来を考え行動する
誇りをもつ!!

・まちづくり、人づくり
ポジティブな考え方(あきらめない)

・人口、市民を増やす

まちづくり ルール・マナー

・社会のルールを一人一人が守る
守らない人がいると、市民の連帯感が薄れてしまう



* 論点について

行政に対して意見を言う
(文句ではない)

①市民の定義の要否: 市民一人一人の意識・自覚を高めるためには市民の定義は必要

市民の範囲: 住民票の有無と言う形式ではなく、稚内市に少しでも関わっている人間も市民として取り込む

法人・団体を入れるか: 市民としては個人のみを定義して、法人その他の団体は事業者として別途定める。
市民の権利と同等に扱うべきではない

②市民の役割を規定するべきか: 役割と言うだけでは漠然としすぎていて、市民参加が画餅に終わってしまう
ので、権利として明文化すべき

権利のみか、責務もか: 権利のみでは言いっ放しを許してしまうので、責務の規定も必要
権利と義務は表裏一体

③「不利益を被らない」旨の規定をいれるか: 納税をしない人に本当に不利益がないと言うと、
なしと言い切るの難しいので、不利益を被らないと言う条文はあえて入れない

市民参加

①住民投票制度について

(1) 条例に盛り込むことの要否: 必要

市民参加の根幹

間接民主制との関係で、議会から反対が起こる可能性

(2) 結果の取扱い: 拘束力はなく、「最大限尊重する」と言う風にとどめる
直接民主制と間接民主制の調和が必要

(3) 対象者: 「市民」ではなく「住民」住民票のある人(市民は把握しきれない)
年齢に関しては個別条例で柔軟性を持たせる
○歳以上(ただし、場合によっては年齢を下げることもあり)

(4) 発議者: 誰でもいい。必要に応じて

②行政のサポートについて

人材育成・教育現場での出前講座
各町内会等での出前講座(生涯学習)

重要なのはあまり行政が前面に出ないこと

出過ぎると、市民に「参加させられている」と言う意識を持たせてしまう